



監査結果報告書

平成 30 年度（2018 年度）No.3

定期監査（下期）
財政援助団体監査
出資団体監査



旭 監 第 67 号
平成31年4月12日

旭 川 市 長	西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長	杉 山 允 孝 様
旭 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長	黒 蕨 真 一 様

旭 川 市 監 査 委 員	田 澤 清 一
旭 川 市 監 査 委 員	坪 沼 一 成
旭 川 市 監 査 委 員	中 川 明 雄
旭 川 市 監 査 委 員	福 居 秀 雄

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定 期 監 査

1 監査の対象事務	1
2 監査の対象部局及び対象期間	1
3 監査の実施期間	1
4 重要リスク及び監査の着眼点	2
5 監査の方法	3
6 監査の結果	3

第 2 財 政 援 助 団 体 監 査

1 監査の対象団体等	9
2 監査の実施期間	9
3 重要リスク及び監査の着眼点	9
4 監査の方法	10
5 監査の結果	11

第 3 出 資 団 体 監 査

1 監査の対象団体等	13
2 監査の実施期間	13
3 重要リスク及び監査の着眼点	13
4 監査の方法	15
5 監査の結果	15
(資料) 1 監査対象団体の概要	16
2 正味財産増減計算書	18
3 貸借対照表	21

第 1 定 期 監 査

1 監査の対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を勘案し総合的に評価し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

- (1) 収入に関する事務のうち、市税賦課等に関する事務及び支所の現金取扱事務
- (2) 支出及び契約に関する事務のうち、委託料に関する事務

2 監査の対象部局及び対象期間

対 象 部 局	収 入 に 関する事務		支 出 に 関する事務	契 約 に 関する事務	対 象 期 間
	市税賦課等 に関する事務	現金取扱事務 (支所)	委託料に関する事務		
総 務 部	—	—	○	○	平成30年 4月1日 ～ 平成30年 10月31日
税 務 部	○ (※1)	—	○	○	
市民生活部	—	○ (※2)	○	○	
環 境 部	—	—	○	○	
農 政 部	—	—	○	○	
社会教育部	—	—	○	○	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示

※1 対象市税は、軽自動車税、事業所税、市たばこ税及び入湯税

※2 対象支所は、東旭川支所（米原出張所を含む。）及び東鷹栖支所

3 監査の実施期間

平成30年12月3日から平成31年3月15日まで

4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 収入に関する事務

- 市税賦課等に関する事務（軽自動車税，事業所税，市たばこ税及び入湯税賦課関係事務）

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課税額や納税義務者の誤り ・ 過大徴収に伴う還付加算金の発生 ・ 負担の公平性の欠如や税務行政に対する信用失墜 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台帳，帳簿，証拠書類等は整備，保存されているか。また，その記帳は適正に行われているか。 ・ 納税義務者，課税客体等は的確に把握されているか。 ・ 調定漏れ，調定誤りはないか。 ・ 申告納税に伴う手続は適正に行われているか。 ・ 申告書の提出は適正に行われているか。また，受理の際，必要事項の点検が行われているか。 ・ 更正決定及び加算金の処理は適正に行われているか。 ・ 不申告，過少申告に対する処理は適正に行われているか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な非課税，減免処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税，減免，課税免除，不均一課税，納期限延長の取扱い及び手続は，法令等の規定に基づいて適正に行われているか。

- 現金取扱事務

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱金額の誤り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金と，領収書等の証拠書類や現金出納簿等の出納関係帳簿は一致しているか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出納関係帳簿等の不備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。 ・ 領収書の取扱いは適正に行われているか。 ・ 現金出納簿は，遅滞なく正確に記帳されているか。また，日々，出納関係帳簿等の点検を行っているか。 ・ 領収書を発行しない収納金の確認は適正に行われているか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金の紛失や盗難 ・ 私金との混同 ・ 現金の着服 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。 ・ 収納金は適正に保管されているか。また，私金と混同していないか。 ・ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。 ・ 釣銭資金の設定，取扱いと保管は適正に行われているか。 ・ 金額確認は2人以上の体制で実施しているか。

(2) 支出及び契約に関する事務

○ 委託料に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
・ 過大又は過少積算	・ 積算は合理的な基準に基づき行われているか。
・ 支出漏れや時期の誤り	・ 委託料の支出は適正な時期に行われているか。
・ 法令等に反する相手方の選定	・ 入札の方法及び手続は適正に行われているか。 ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。また、原則として複数の者から見積書を徴しているか。
・ 不適切な仕様又は金額での契約締結	・ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など、契約の内容は適切か。
・ 仕様内容と異なる委託業務の実施	・ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 ・ 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。 ・ 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

5 監査の方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、契約に関する事務のうち、総務部情報政策課の監査において、平成29年度に事務手続が行われたもので契約期間が平成30年度にかかる契約については田澤清一監査委員を除斥した。

6 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、収入、支出及び契約に関する事務について、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

なお、今年度は委託料に関する事務を重点項目として監査を実施したところであるが、積算において、数量等の誤りや根拠が明確ではない数値を用いて算定されていたものがあり、一定の積算手法が示されている施設清掃業務にあっても、不注意や確認不足による誤りが複数部局で散見された。また、最低制限価格制度の理解が不足していたもの、業務完了に伴う検査が不十分で委託料の支出に過払いのものなどがあった。

この監査を契機に、個々の職員が改めて契約に関する制度の趣旨や必要とされる手続を再確認した上で事務を進めるとともに、組織として誤りの原因を分析し、適正な事務執行に向けた体制を整備するなど、支出及び契約事務の適切かつ厳正な執行に努められたい。

総	務	部
---	---	---

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 平成30年度旭川市職員定期健康診断業務（東京サテライトオフィス）委託において、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定により、確定金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てて支払うべきところ、端数を切り上げた金額の請求書を受理し、そのまま支出していたため1件1円の過払いとなっていた。（職員厚生課）－改善済

(2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旭川市総合庁舎清掃業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、清掃員の区分ごとに集計した労務数量の端数処理で小数点第2位以下を切り捨てるべきところ、切り捨てずに積算を行っていたほか、根拠が不明瞭な歩掛係数を用いており、正しい積算金額を把握できない状況であった。（管財課）
- ② 旭川市第三庁舎等清掃業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、労務数量の計算を誤っていたほか、根拠が不明瞭な歩掛係数を用いており、正しい積算金額を把握できない状況であった。（管財課）
- ③ 旭川市総合庁舎警備業務及び車寄せ等車両整理業務委託において、積算に当たり労務費の夜勤単価を算出する際に、その基礎となる割増基礎単価は1日当たりの労務単価に割増基礎単価率を乗じて算定すべきところ、誤った方法で算定したことにより、積算金額が過大となっていた。
なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。（管財課）
- ④ 旭川市第三庁舎警備業務及び駐車場巡視警備業務委託において、積算に当たり労務費の夜勤単価を算出する際に、その基礎となる割増基礎単価は1日当たりの労務単価に割増基礎単価率を乗じて算定すべきところ、誤った方法で算定したことにより、積算金額が過大となっていた。
なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。（管財課）

⑤ 旭川市5条庁舎機械警備業務委託において、積算に当たり機器類設置費を算出する際に、機器類の数量を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。（管財課）

⑥ 旭川市電話交換業務委託において、積算に当たり人件費を算出する際に、勤務時間数や通勤費の支給人数を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。（管財課）

⑦ 旭川市総合庁舎（市民課）エレベーター保守管理業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、遠隔点検を実施する場合に不要とされる付加装置に係る加算を行ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。（管財課）

⑧ 基本研修「新任係長職研修」に関する研修講師業務委託において、積算に当たり講師の招へいに係る費用を算出する際に、日帰りとするべきところ、1泊2日分の費用を計上したことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。（人事課）

○ 意見・要望事項

① 清掃業務委託契約について、最低制限価格の算定に当たり、窓ガラス清掃等に係る加算金額を算出基礎額へ計上する際の取扱いが部局により異なる状況が見受けられ、全庁統一的な取扱いの明確化を平成26年度の定期監査で要望したところであるが、いまだに明確化が図られず当時の状況が継続している。また、積算においては一定の基準が示されているが、基準策定時に参考とした国の積算基準の歩掛係数が改定されているにもかかわらず、その内容を踏まえた見直しがなされていないことや、積算過程の端数処理の方法が明示されていないことにより、部局間で異なる取扱いが見受けられた。

このように清掃業務委託の事務処理において運用上の課題があり、積算金額や最低制限価格の算定は入札等の結果にも影響が生じかねないものであることから、速やかに改善を図られたい。

税 務 部

特に指摘事項なし。

市 民 生 活 部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 東鷹栖支所においては、釣銭等の用途として190,000円の現金を保管しているが、2月6日に実施した現地調査で確認したところ5,000円不足していたほか、1日の業務終了後における複数の職員による現金確認が行われていないなど、現金取扱事務に不備があった。

なお、不足していた5,000円は当日中に発見された。

(東鷹栖支所)

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 市営墓地草刈業務委託において、積算に当たり車両の燃料費については消費税等を含む金額で算出していたが、総額を算定する際に他の項目と合わせて二重に消費税等を加算したことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(市民生活課)

- ② 旭川市東部まちづくりセンター等清掃業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、歩掛係数を一桁誤って用いたことや、清掃員の区分ごとに集計した労務数量の端数処理で小数点第2位以下を切り捨てるべきところ、小数点第2位を切り上げたことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(地域まちづくり課)

- ③ 旭川市西神楽支所（一部公民館）庁舎清掃業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、清掃員の区分ごとに集計した労務数量の端数処理で小数点第2位以下を切り捨てるべきところ、小数点第2位を四捨五入したことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

（西神楽支所）

環	境	部
---	---	---

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

- (2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 指定袋等保管・配送業務委託において、積算に当たり指定袋等の保管場所の変更に係る費用を算出する際に、その回数を誤ったことにより積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

（クリーンセンター）

農	政	部
---	---	---

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

- (2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 神華地区ほか飲料水供給施設管理業務委託の業務修了届において、作業の一部に報告漏れがあり、実施の確認ができないものをそのまま受理し、検査を行っていた。

（農林整備課）

[検討を要するもの]

- ① 指名競争入札とする根拠について、特殊な技術又は一定の技術水準を要する契約であって、不特定多数の業者を競争に参加させることが適しないためとしているもののうち、特殊な技術等の内容について十分に示されていないものが多数見受けられた。

指名競争入札は一般競争入札の特例であるため、契約事務の透明性を確保する上からも、その実施に当たっては、根拠について慎重に検討されたい。

(農業振興課，農林整備課)

社 会 教 育 部

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

- (2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 大雪クリスタルホール清掃業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、博物館や音楽堂等の用途ごとの清掃対象床面積の合計に応じた歩掛係数を用いているところ、部屋ごとの床面積に応じた歩掛係数を用いたことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(文化振興課)

- ② 旭川市図書館資料配送業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、資料配送の運行日数を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(中央図書館)

第 2 財政援助団体監査

1 監査の対象団体等

本監査については、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が財政援助を行っている団体のうち、担当部局に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対 象 団 体	財政援助の内容	補助金等の額	所 管 部 局
末広地区市民委員会	旭川市市民委員会活動補助金	平成29年度 1,134,800円	市民生活部
春光台地区市民委員会		平成29年度 761,000円	
サハリン経済交流促進協議会	サハリン経済交流促進協議会負担金	平成29年度 13,000,000円	経 済 部

※ 監査の対象事務は、いずれも平成29年度における財政援助に係る出納その他の事務

2 監査の実施期間

平成30年12月3日から平成31年3月15日まで

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	所	監査の着眼点
・ 法令等に反する財政的援助		<ul style="list-style-type: none"> 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。 交付要綱は適正に整備されているか。 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。

重要リスク	監査の着眼点	
・ 公益上の必要性に乏しい事業（団体）への交付	所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。 ・ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ・ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。 ・ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。 ・ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
・ 交付額や交付時期の誤り	所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
	団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
・ 対象外の経費への充当	所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。 ・ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。 ・ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
	団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。 ・ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。 ・ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
・ 団体の不適切な経理	団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ・ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 ・ 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。 ・ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。 ・ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。 ・ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

注) 監査の着眼点の「所」は所管部局関係、「団」は団体関係を表示

4 監査の方法

財政援助を行った所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に補助金等の申請から収支の精算に至るまでの事務が適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

5 監査の結果

財政援助団体の補助金等に係る事務について監査した結果、補助の目的に則して処理されていたものの、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は次のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、指摘等を受けたことにも十分留意しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

末広地区市民委員会、春光台地区市民委員会

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

① 末広地区市民委員会の会計経理において、募金代としての支出1件32,000円を誤って二重計上したことにより、支出決算額が過大になっていた。また、二重計上分を除いた現金の収支残額を試算したところ、通帳の年度末残高と一致せず、その原因も把握できない状況であった。

② 末広地区市民委員会の補助金に係る収支決算報告書において、補助対象外経費である募金代64,000円や、過年度事業に要した消耗品費等13,692円を補助対象経費に誤って計上したことなどにより、補助対象経費を71,329円過大に報告していた。

なお、本来補助対象とすべき経費の合計額は、補助金額を上回っており、既交付額に影響は生じない。

③ 春光台地区市民委員会の専門部会の補助金に係る収支決算報告書において、過年度事業に要した旅費を補助対象経費に誤って計上したことにより、補助対象経費を4,120円過大に報告していた。

なお、本来補助対象とすべき経費の合計額は、補助金額を上回っており、既交付額に影響は生じない。

(2) 所管部局（市民生活部）に関する事項

特に指摘事項なし。

サハリン経済交流促進協議会

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支給については、当団体の事務局規程により旅費を支給される者が所属する市の例によるとしているが、日当について、他市の旅費に関する条例の規定を適用したことにより、4件6,000円の過払いのものがあつた。 —改善済

(2) 所管部局（経済部）に関する事項

特に指摘事項なし。

第3 出資団体監査

1 監査の対象団体等

本監査については、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が資本金等の4分の1以上の出資を行っている6団体の中から過去の監査の実施状況を踏まえ、前回の平成25年度実施から一定の期間を経ている次の団体に決定した。

対象団体	一般財団法人 旭川市水道協会
資本金等	11,500,000円
市出資額	5,000,000円（市出資割合43.5%）
所管部局	上下水道部

2 監査の実施期間

平成30年12月3日から平成31年3月15日まで

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	
・ 必要性の乏しい団体への出資	所	・ 出資目的及び出資金額等は妥当か。
・ 出資に係る権利の不行使、喪失	所	・ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。 ・ 出資金等の支出手続は適正か。 ・ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。 ・ 増、減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。 ・ 有価証券の保管は良好か。

重要リスク	監査の着眼点	
<ul style="list-style-type: none"> 出資（設立）目的にそぐわない団体運営 	団	<ul style="list-style-type: none"> 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。 団体が一般財団法人となっている場合、出捐した財産は計画に基づき適切に公益目的のために使用されているか。
<ul style="list-style-type: none"> 団体の経営成績、財務状態の悪化 	所	<ul style="list-style-type: none"> 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
<ul style="list-style-type: none"> 団体の不適切な会計経理 	団	<ul style="list-style-type: none"> 経営成績及び財政状態は良好か。 経済性、効率性、透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。
	所	<ul style="list-style-type: none"> 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。
	団	<ul style="list-style-type: none"> 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。それらの諸規程に基づいた事務が執行されているか。 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

注) 監査の着眼点の「所」は所管部局関係、「団」は団体関係を表示

4 監査の方法

資本金等を出資した所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

5 監査の結果

団体の事業に係る出納その他の事務について監査した結果、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は次のとおりであり、指摘等を受けたことに十分留意するとともに、今後とも設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。

一般財団法人 旭川市水道協会

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 固定資産に係る減価償却について、取得後使用した月から減価償却を行うべきところ、翌月から行ったことにより、減価償却費の計上額を誤っているものがあった。

[検討を要するもの]

- ① 退職する役員に対し、雑費から退職慰労記念品代として、現金で50,000円を支出しているものがあったが、当団体の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程において、役員に対し同規程に定める報酬等以外に賞与及び退職手当その他これに類する報酬を支給しないと定めていることから、こうした支出を行うことについて、その根拠を含め慎重に検討されたい。

(2) 所管部局（上下水道部）に関する事項

特に指摘事項なし。

監査対象団体の概要

1 設立目的及び事業内容

(1) 設立目的

旭川市及び他市町村における上下水道事業の円滑な普及と安定供給に資するための適正かつ合理的な維持管理を行うため必要な事業を行い、もって住民の公衆衛生と福祉の向上並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

- ア 上下水道事業に係る調査研究及び普及宣伝に関する事業
- イ 上下水道に係る受託業務に関する事業
- ウ 簡易専用水道に係る検査に関する事業
- エ その他法人の目的を達成するために必要な事業

2 特別積立資産

11,500,000円（うち旭川市出資5,000,000円 出資率43.5%）

3 役職員数（平成30年3月31日現在）

役員 理事 7人（うち理事長1人）
 監事 2人
 評議員 5人
 職員 102人（うち嘱託37人、臨時30人）

4 平成29年度の事業実績

(1) 公益事業

区分	事業内容	事業費(円)
普及宣伝事業	<ul style="list-style-type: none"> ・第47回旭川市下水道月間行事に伴う業務 下水道いろいろコンクール表彰式・記念品贈呈 実施日 平成29年10月19日（アートホテル旭川） 下水道いろいろコンクール優秀作品展示会場設営 展示期間 平成29年10月26日～11月7日（旭川信用金庫本店） 平成29年11月18日・19日（イオンモール旭川西店） ・石狩川・忠別川浄水場の施設見学対応等業務 実施期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日 （石狩川浄水場・忠別川浄水場） ・地域イベントへの協力 第27回石狩川フェスティバル会場の飲用水装置設営 実施日 平成29年7月9日 ・ボランティア活動への参加等 環境浄化活動の参加 ・独自事業 河川敷清掃の実施 	2,336,383

寄附金	・ 特定寄附の実施 寄附の相手方 旭川市	500,000
公 益 事 業 計		2,836,383

(2) 収益事業

区 分	事 業 内 容	事業費(円)
水道局受託事業	上下水道受託業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道検針ほか管理等業務 ・ 忠別川浄水場運転管理業務 ・ 消火栓見出柱撤去業務 ・ 神居町神居古潭漏水調査業務 ・ 共栄地区配水本管漏水調査業務 (農政部) ・ 消火栓見出柱設置業務 ・ 江丹別町清水漏水調査業務 	391,496,119
簡易専用水道 検査事業	対象区域 北海道 実施期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日 検査件数 270件 簡易検査 77件 (市内 68件, 市外 9件) 一般検査 193件 (市内 161件, 市外 32件)	2,800,931
断水等告知及 び民間受託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断水等告知業務 ・ 変圧器運搬に関わる水道管の耐久調査 ・ 総合福祉施設はぷる201号室 給水管漏水に伴う内視鏡調査監理 	989,212
近隣市町受託 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏水調査ほか業務委託 (鷹栖町) ・ 緊急漏水調査業務 (鷹栖町) ・ 士別上水道漏水調査業務 (士別市) ・ 南町配水管漏水調査 (東神楽町) ・ 北町配水管漏水調査 (東神楽町) ・ 比布町緊急漏水調査 (比布町) 	5,907,743
収 益 事 業 計		401,194,005
公 益 ・ 収 益 事 業 計		404,030,388

正味財産増減計算書

<資料2>

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

単位：円

科 目	当 年 度	前 年 度	増	減
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 特定資産運用益				
特定資産受取利息	2,000	2,882	△	882
特定資産運用益計	2,000	2,882	△	882
② 事業収益				
普及宣伝事業収益	320,000	320,000		0
水道局受託収益	432,203,800	406,376,000		25,827,800
簡易専用水道検査収益	2,860,000	3,115,900	△	255,900
断水等告知及び 民間受託収益	1,345,780	1,133,068		212,712
近隣市町受託収益	9,124,000	5,867,000		3,257,000
事業収益計	445,853,580	416,811,968		29,041,612
③ 雑収益				
受取利息	2,200	2,009		191
受取配当金	4,000	2,794		1,206
雑収益	858,819	66,823		791,996
雑収益計	865,019	71,626		793,393
経常収益計	446,720,599	416,886,476		29,834,123
(2) 経常費用				
① 事業費				
役員報酬	3,125,198	3,034,500		90,698
給料手当	209,247,980	198,171,250		11,076,730
賃金	66,980,234	66,714,561		265,673
賞与引当金繰入額	9,984,026	8,392,867		1,591,159
退職給付費用	19,078,639	7,842,529		11,236,110
法定福利費	44,611,124	42,137,800		2,473,324
福利厚生費	2,674,491	2,279,672		394,819
食糧費	7,957	8,557	△	600
旅費交通費	2,806,159	3,122,725	△	316,566
通信運搬費	1,399,518	1,137,726		261,792
建物減価償却費	79,078	68,762		10,316
車両運搬具減価償却費	1,889,880	1,711,942		177,938
什器備品減価償却費	2,043,697	2,901,600	△	857,903
消耗什器備品費	1,365,872	1,750,434	△	384,562
消耗品費	6,433,520	5,269,218		1,164,302
修繕費	634,158	546,064		88,094
印刷製本費	19,500	119,500	△	100,000

注) 本表は、当法人の決算書から抜粋したものである。

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減
光 熱 水 料 費	784,697	707,773	76,924
賃 借 料	3,891,674	4,060,495	△ 168,821
手 数 料	313,423	272,034	41,389
報 償 費	299,572	246,172	53,400
租 稅 公 課	146,950	653,970	△ 507,020
支 払 負 担 金	547,352	388,649	158,703
支 払 寄 付 金	500,000	500,000	0
委 託 費	17,324,531	19,480,149	△ 2,155,618
車 兩 管 理 費	7,406,858	6,841,833	565,025
雜 費	434,300	460,428	△ 26,128
事 業 費 計	404,030,388	378,821,210	25,209,178
② 管 理 費			
役 員 報 酬	1,339,370	1,300,500	38,870
給 料 手 当	18,883,501	19,286,457	△ 402,956
賞 与 引 当 金 繰 入 額	803,040	703,800	99,240
退 職 給 付 費 用	1,905,277	511,943	1,393,334
法 定 福 利 費	3,485,437	3,747,570	△ 262,133
福 利 厚 生 費	341,182	339,694	1,488
会 議 費	39,804	45,000	△ 5,196
交 際 費	66,853	84,260	△ 17,407
食 糧 費	19,919	34,127	△ 14,208
慶 弔 費	94,800	20,000	74,800
旅 費 交 通 費	271,486	419,802	△ 148,316
通 信 運 搬 費	742,859	1,006,480	△ 263,621
建 物 減 価 償 却 費	52,719	45,841	6,878
什 器 備 品 減 価 償 却 費	235,620	193,808	41,812
消 耗 什 器 備 品 費	940,400	767,215	173,185
消 耗 品 費	510,988	564,573	△ 53,585
修 繕 費	460,731	111,019	349,712
印 刷 製 本 費	175,000	237,200	△ 62,200
光 熱 水 料 費	523,131	471,849	51,282
賃 借 料	1,397,400	1,379,760	17,640
手 数 料	1,154,170	1,038,382	115,788
租 稅 公 課	22,592	11,297	11,295
支 払 負 担 金	695,837	656,537	39,300
委 託 費	320,240	280,240	40,000

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
車 両 管 理 費	6,500	18,028	△ 11,528
雑 費	249,177	131,154	118,023
管 理 費 計	34,738,033	33,406,536	1,331,497
経 常 費 用 計	438,768,421	412,227,746	26,540,675
当 期 経 常 増 減 額	7,952,178	4,658,730	3,293,448
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益			
車 両 運 搬 具 売 却 益	0	0	0
固 定 資 産 売 却 益 計	0	0	0
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却損			
リサイクル預託金除却損	0	0	0
固 定 資 産 除 却 損 計	1	0	1
経 常 外 費 用 計	1	0	1
当 期 経 常 外 増 減 額	△ 1	0	△ 1
税 引 前 当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	7,952,177	4,658,730	3,293,447
法人税, 住民税及び事業税	4,907,456	1,083,312	3,824,144
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,487,769	△ 2,590,853	103,084
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	5,532,490	6,166,271	△ 633,781
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	53,166,648	47,000,377	6,166,271
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	58,699,138	53,166,648	5,532,490
II 指定正味財産増減の部			
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	11,500,000	11,500,000	0
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	11,500,000	11,500,000	0
III 正味財産期末残高	70,199,138	64,666,648	5,532,490

<資料3>

貸借対照表

平成30年3月31日現在

単位：円

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	62,852,931	53,368,977	9,483,954
未収金	60,898,165	50,011,343	10,886,822
前払金	90,157	47,209	42,948
繰延税金資産	0	2,578,932	△ 2,578,932
流動資産合計	123,841,253	106,006,461	17,834,792
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
特別積立資産	11,500,000	11,500,000	0
退職給付引当資産	6,000,000	2,000,000	4,000,000
減価償却引当資産	5,000,000	0	5,000,000
特定資産合計	22,500,000	13,500,000	9,000,000
(2) その他固定資産			
建物	591,063	722,860	△ 131,797
車両運搬具	1,800,881	1,673,590	127,291
什器備品	3,847,252	4,278,609	△ 431,357
リース資産	1,232,820	2,053,460	△ 820,640
電話加入権	74,984	74,984	0
ソフトウェア	119,257	194,577	△ 75,320
リースサイクル預託金	155,700	149,840	5,860
出資	100,000	100,000	0
長期繰延税金資産	14,379,305	9,312,604	5,066,701
その他固定資産合計	22,301,262	18,560,524	3,740,738
固定資産合計	44,801,262	32,060,524	12,740,738
資産合計	168,642,515	138,066,985	30,575,530
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	5,901,379	2,351,008	3,550,371
未払金	24,438,440	25,139,789	△ 701,349
賞与引当金	10,787,066	9,096,667	1,690,399
前受金	0	2,160	△ 2,160
未払消費税等	9,517,100	0	9,517,100
未払法人税等	4,906,000	1,082,000	3,824,000
流動負債合計	55,549,985	37,671,624	17,878,361
2. 固定負債			
長期未払金	1,365,915	2,237,883	△ 871,968
退職給付引当金	41,527,477	33,490,830	8,036,647
固定負債合計	42,893,392	35,728,713	7,164,679
負債合計	98,443,377	73,400,337	25,043,040
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	11,500,000	11,500,000	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(11,500,000)	(11,500,000)	(0)
2. 一般正味財産	58,699,138	53,166,648	5,532,490
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(11,000,000)	(2,000,000)	(9,000,000)
正味財産合計	70,199,138	64,666,648	5,532,490
負債及び正味財産合計	168,642,515	138,066,985	30,575,530

注) 本表は、当法人の決算書から抜粋したものである。